求職者支援訓練のうち、次の値を上限として地域職業訓練実施計画で定めた割合以下の範囲で当該都道府県で求職者支援訓練に新規参入となる職業訓練を認定する。

イ　基礎コース　10パーセント
（岩手県、宮城県及び福島県は30パーセント）

ロ　実践コース　20パーセント
（岩手県、宮城県及び福島県は30パーセント）

注１　求職者支援訓練は、地域職業訓練実施計画に則して、１か月ごと又は四半期ごとに認定する（地域職業訓練実施計画で定めたコース別・分野別の訓練実施規模を超えては認定しない。）ものである。

申請対象期間の設定数を超える認定申請がある場合は、

イ　新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから

ロ　イ以外については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから

認定するものとする。

注２　本計画において示した内容は、全国での目標であり、地域職業訓練実施計画においては、次のイからハまでに掲げる事項を除き、地域訓練協議会での議論を踏まえ、地域の実情に応じて異なる設定とすることができる。

イ　都道府県別の訓練認定規模を超えてはならないこと。

ロ　基礎コースの割合を30パーセント超としてはならないこと。

ハ　新規参入枠は上に掲げた値を超えてはならないこと及び全く新規参入枠を設定しないものとしてはならないこと。ただし、地域ニーズ枠については、全て新規参入枠とすることも可能とすること。

また、雇用保険適用就職率は、基礎コースで55パーセント、実践コースで60パーセントを目指す。

⑵　訓練修了者等に対する就職支援等の充実

求職者支援訓練の受講者に対しては、公共職業安定所におけるキャリア・コンサルティングを通じ、適切な訓練コースの選択を支援する。

求職者支援訓練の受講者には、長期失業者及び正社員経験が少ない者も少なくないことから、職業訓練により知識及び技能を高めることはもとより、訓練修了者の就職に向けてもきめ細かい支援が必要である。

このため、訓練期間中にジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの機会を設け、訓練修了後の求職活動の方向性を明確化するとともに、訓練実施機関と公共職業安定所とが連携し、訓練効果を生かせる求人情報の提供等、就職に向けた支援を充実する。

また、訓練修了後は、訓練実施機関による独自の就職支援のほか、公共職業安定所においても、訓練実施機関が訓練修了時に交付したジョブ・カード（評価シートを含む。）等を活用し、未就職者の就職支援に一層積極的に取り組んでいく。

なお、訓練修了後、直ちに就職活動に入らず、引き続き技能向上のための公共職業訓練（離職者訓練）の受講を希望する者に対しては、関連する訓練情報を提供し、円滑な受講に向けた支援を行う。

3　推進体制

公共職業訓練（離職者訓練）と求職者支援訓練を合わせた訓練規模、分野及び時期において職業訓練の機会及び受講者を適切に確保するとともに、職業訓練を効果的に実施し、訓練修了者の就職を実現していく上で、国及び都道府県の関係行政機関はもとより、地域の訓練実施機関の団体、労使団体等の幅広い理解・協力が求められる。

このため、平成27年度においても、地域訓練協議会を開催して、関係者の連携・協力の下に、地域の実情を踏まえた、計画的で実効ある職業訓練の推進に資することとする。

地域訓練協議会においては、必要に応じ、地域の産業ニーズを踏まえて訓練内容の検討を行うワーキング・チームを開催する。

このほか、公共職業訓練（離職者訓練）及び求職者支援訓練におけるジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの着実な実施等に資するため、地域ジョブ・カード運営本部において、効果的な周知・啓発のあり方を検討し、関係機関を通じた周知を図る。

求職者支援訓練の訓練規模を踏まえ、安定した就職の実現に資する分野での訓練がより設定されるよう努めるものとする。

今後も、中央訓練協議会を開催し、職業訓練の実施状況等についてフォローアップを行う。

○厚生労働省告示第二百四十一号

雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第十三条第二項の規定に基づき、平成二十七年度雇用施策実施方針の策定に関する指針を次のように定める。

平成二十七年四月十日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

平成二十七年度雇用施策実施方針の策定に関する指針

目次

第一　趣旨
第二　平成二十七年度の重点施策
一　女性の活躍推進
（一）　女性の活躍推進
（二）　男女均等取扱いの確保徹底とポジティブ・アクション推進
（三）　女性のライフステージに対応した活躍支援
（四）　男女が共に仕事と育児・介護を両立できる環境の整備
二　若者の活躍推進・正社員雇用の拡大
（一）　若者の活躍推進
（二）　非正規雇用労働者の雇用の安定と処遇の改善
三　高年齢者・障害者の活躍推進
（一）　高年齢者の就労推進を通じた生涯現役社会の実現
（二）　障害者の就労推進
四　労働市場インフラの戦略的強化
（一）　産業界のニーズに合った職業訓練のベストミックスの推進
（二）　個人主導のキャリア形成の支援
（三）　労働市場全体としてのマッチング機能の強化
五　外国人材の活用・国際協力
（一）　外国人材の活用
（二）　技能実習制度の抜本的な見直し
六　重層的なセーフティネットの構築
（一）　求職者支援制度等による雇用保険を受給できない者のセーフティネットの確保
（二）　生活保護受給者等の生活困窮者に対する就労支援の推進等
七　働き方改革の実現
（一）　長時間労働削減に向けた働き方改革の推進
（二）　最低賃金の引上げのための環境整備及び最低賃金の遵守の徹底
八　地域に応じた良質な雇用機会の確保・創出
（一）　「地域しごと創生プラン」の推進等
（二）　「地方拠点強化税制」の推進
（三）　人材不足分野における人材確保・育成対策の推進